

(26) 公益財団法人鳥取県造林公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和7年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
17 人	52,148 千円	5,263 千円	20,217 千円	77,628 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

技術職			事務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
288,023 円	314,800 円	49 歳	238,300 円	256,300 円	54 歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
技術職	大学卒	237,600 円	鳥取県職員行政職給料表1級29号級
	短大卒	222,600 円	鳥取県職員行政職給料表1級19号級
	高校卒	206,700 円	鳥取県職員行政職給料表1級9号級

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
技術職	大学卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1. 250 月分	0. 925 月分
	12月期	1. 275 月分	1. 000 月分
	計	2. 525 月分	1. 925 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		
	〔令和 7 年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり平均支給額
	20, 216, 831 円	17 人	1, 189, 225 円
退職手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	早期退職・定年
	勤続 20 年	19. 6695 月分	24. 586875 月分
	勤続 25 年	28. 0395 月分	33. 270750 月分
	勤続 35 年	39. 7575 月分	47. 709000 月分
	勤続 40 年	44. 7795 月分	47. 709000 月分
	(その他の加算措置)		
	定年前早期退職特例措置 (2 %～20%加算)		
	25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に早期退職制度により退職する場合に加算があります。		
	〔令和 7 年度実績〕		
	支給実績なし		
時間外勤務手当	〔令和 7 年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり平均支給年額
	1, 737, 497 円	12 人	144, 791 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理又は監督の地位にある職員	公社規定による理事長が別に定める額 49,900 円 (県の規定に準ずる額(課長級特定職)) [令和7年度実績] 1人当たり平均支給月額 49,900円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族を有する職員	ア 扶養親族(子及び配偶者を除く)	6,500 円
		イ 子	13,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		[令和7年度実績]	
		支給総額	支給職員数 1人当たり 平均支給月額
		480,000 円	5人 8,000 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		[令和7年度実績]	
		支給総額	支給職員数 1人当たり 平均支給月額
		722,400 円	3人 20,067 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）	
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円から 53,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算	
		エ 駐車料金を負担している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり4,500円を上限とする。）	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
		〔令和7年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		1,724,400 円	17 人	8,453 円
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を起因として単身赴任となった職員	月額 30,000円 + 加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。 〔令和7年度実績〕 支給実績なし		

6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	325,000 円	6月期 1.050 月分 12月期 1.075 月分	期末手当は、鳥取県職員の例による。
専務理事	320,000 円	6月期 1.050 月分 12月期 1.075 月分	期末手当は、鳥取県職員の例による。

〔令和7年度実績〕

①常勤役員（理事長）

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
5,086,205 円	1 人	423,850 円

②非常勤役員

支給実績なし

7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	勤勉手当
経験0年 (17日勤務)	178,600円以上	6月期 1.121 月分 12月期 1.121 月分	6月期 0.820 月分 12月期 0.889 月分
経験4年以上 (17日勤務)	198,100円以上	6月期 1.121 月分 12月期 1.121 月分	6月期 0.820 月分 12月期 0.889 月分

〔令和7年度実績〕

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
20,806,291 円	7 人	247,694 円

（注）常勤的な勤務形態の職員の報酬等の状況を記載しています。

8 給与制度の変更

（1）変更内容

区分	変更内容	変更理由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	大学卒 237,600円 短大卒 222,600円 高校卒 206,700円	大学卒 225,900円 短大卒 210,900円 高校卒 194,800円	県の制度に準じた改正
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分 12月 期末 1.275月分 勤勉 1.000月分	6月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分 12月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分	支給総額を県の制度値に準 拠し、期毎の配分は法人で 定めたもの

区分	変更後	変更前	変更理由
扶養手当	子 13,000円	子 11,500円 配偶者 3,000円	県の制度に準じた改正
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額	県の制度に準じた改正
	ア 交通機関等利用者略	ア 交通機関等利用者略	
	イ 自動車等使用者略	イ 自動車等使用者略	
	ウ 特別急行列車等利用略	ウ 特別急行列車等利用略	
	エ 駐車料金を負担している場合 駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり4,500円を上限とする。）	エ 駐車料金を負担している場合 （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給（1月当たり3,000円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） 県の支給要件に合致しないため制度を設けていない。	
	オ ノーマイカー運動に参加する場合略	オ ノーマイカー運動に参加する場合略	
報酬月額 （専務理事）	320,000円	300,000円までの範囲内	県の制度に準じた改正
期末手当 （理事長・専務理事）	6月 1.050月分 12月 1.075月分	6月 1.050月分 12月 1.050月分	県の制度に準じた改正
（2）適用日 令和8年4月1日			